



山形県公報

平成22年11月30日(火)

号 外(43)

目 次

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例.....(人事課)...4
 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....(同)...同
 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...37

この号で公布された条例のあらまし

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第38号) (人事課)

- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正
議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5に引き下げることにした。(第2条第5項及び第3条第3項関係)
- 2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
教育委員会の教育長に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5に引き下げることにした。(第3条第2項関係)
- 3 この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第39号) (人事課)

- 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
医療職給料表(1)を除く全給料表について、中高年齢の職員等が受ける給料月額を引き下げることにした。(別表第1～別表第6関係)
 - (2) 諸手当の改定
 - イ 義務教育等教員特別手当
義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を8,000円に引き下げることにした。(第13条の6関係)
 - ロ 期末手当
12月に支給する期末手当の支給割合を100分の135(特定幹部職員にあっては、100分の115)に引き下げることにした。(改正条例第1条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項関係)
 - ハ 勤勉手当
12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)に引き下げることにした。(改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係)
 - (3) 55歳を超える職員等の給料月額の減額支給等

当分の間、55歳を超える一定の職員等への次に掲げる給与の支給に当たっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次に掲げる給与の額からそれぞれ次に定める額に相当する額を減じることとした。（附則第18項～第22項関係）

イ 給料月額 給料月額に100分の1.5を乗じて得た額

ロ 地域手当 給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

ハ 定時制通信教育手当 給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

ニ 農林漁業普及指導手当 給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

ホ 期末手当 給料月額及びこれに対する地域手当に係る期末手当の額に100分の1.5を乗じて得た額

ヘ 勤勉手当 給料月額及びこれに対する地域手当に係る勤勉手当の額に100分の1.5を乗じて得た額

2 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

1の(3)の規定により給与が減ぜられる職員等への次に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、給料月額に対する特殊勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じることとした。

(1) 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当

(2) 農業大学校に勤務する職員の特殊勤務手当

(3) 病害虫防除所に勤務する職員の特殊勤務手当

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を引き下げることとした。（第4条第1項関係）

(2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5に引き下げることとした。（第5条第2項関係）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 第1号任期付研究員に適用する給料表の全給料月額を引き下げることとした。（第5条第1項関係）

(2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5に引き下げることとした。（第6条第2項関係）

5 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

給料表の改定に伴う経過措置の算定基礎額を引き下げることとした。

6 その他

(1) この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のイの改正は平成23年1月1日から、(3)は同年4月1日から施行することとした。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置について規定することとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）

(3) 平成23年4月1日において43歳に満たない一定の職員等の同日における号給の調整について規定することとした。（改正条例附則第5項～第8項関係）

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（人事課）

1 知事、副知事、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、その者に係る山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例別表第2に規定する給料月額から、知事にあつては当該額に100分の25、副知事にあつては当該額に100分の15.5、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該額に100分の8.25をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とすることとした。（第1条関係）

- 2 教育長の給料の額は、特例期間に係るものに限り、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第1項に規定する給料月額から当該額に100分の8.25を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の157.5」を「100分の147.5」に改める。

（山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の157.5」を「100分の147.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額については、第1条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第2条第5項及び第3条第3項並びに第2条の規定による改正後の山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項の規定によりその例によることとされる山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）附則第2項及び第3項の規定は、適用しない。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の6第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

第20条第1項中「まで」を「まで及び附則第18項第5号」に改め、同条第2項中「100分の145」を「100分の135」に、「第21条」を「第21条及び附則第22項」に、「100分の125」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の75」を「100分の70」に、「100分の125」を「100分の115」に、「100分の65」を「100分の60」に改め、同条第4項中「現在）」を「現在。附則第18項第5号において同じ。）」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この条及び附則第18項第6号」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「次項及び附則第18項第6号」に改め、「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の65（特定幹部職員にあつては、100分の85）」を削る。

附則第18項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（55歳を超える職員等の給料月額の減額支給等）」を付し、同項を次のように改める。

18 当分の間、職員等（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員等（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第20項から第22項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第20項及び第21項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 定時制通信教育手当 当該特定職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額）
- (4) 農林漁業普及指導手当 当該特定職員の給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する農林漁業普及指導手当の月額）
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員等（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員等（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第22項におい

て「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第22項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(7) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第25条第1項 前各号に定める額

ロ 第25条第2項及び第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第25条第4項及び第5項 第1号及び第2号に定める額に、これらの項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
公安職給料表	7級
教育職給料表(1)	4級
教育職給料表(2)	4級
研究職給料表	5級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

附則第19項を附則第23項とし、附則第18項の次に次の4項を加える。

19 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

20 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等についての第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

21 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等についての第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を

1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

22 附則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員等で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.9（特定幹部職員にあつては、100分の1.2）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の60（特定幹部職員にあつては、100分の80）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					

85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
86	239,700	295,700	344,500	385,700					
87	240,400	296,100	345,000	386,300					
88	241,100	296,500	345,500	386,900					
89	241,900	296,800	345,900	387,600					
90	242,400	297,200	346,400	388,200					
91	242,900	297,600	346,900	388,800					
92	243,400	298,000	347,400	389,400					
93	243,700	298,200	347,700	390,100					
94		298,600	348,200						
95		299,000	348,700						
96		299,400	349,200						
97		299,600	349,500						
98		300,000	350,000						
99		300,400	350,500						
100		300,800	351,000						
101		301,000	351,300						
102		301,400	351,700						
103		301,800	352,100						
104		302,200	352,500						
105		302,400	353,000						
106		302,800	353,400						
107		303,200	353,800						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200	355,100						
111		304,600	355,500						
112		305,000	355,900						
113		305,200	356,400						
114		305,600							
115		306,000							
116		306,400							
117		306,600							
118		306,900							
119		307,200							
120		307,500							
121		307,900							
122		308,200							
123		308,500							
124		308,800							
125		309,200							
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員等に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

別表第2

公安職給料表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
2		159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
3		161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
4		163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
5		164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
6		166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
7		168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
8		170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
9		172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
10		173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
11		175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
12		177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
13		179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
14		181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
15		183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
16		185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
17		187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
18		189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
19		192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
20		194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
21		197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
22		199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
23		200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
24		202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
25		204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
26		206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
27		208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
28		209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
29		211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
30		213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
31		215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
32		217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
33		218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
34		220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
35		222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
36		224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
37		225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
38		227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
39		229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
40		231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
41		232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
42		234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
43		235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
44		237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900

	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
再	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
任	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
用	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
職	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
員	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
以	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
外	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
の	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000		
	77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700		
職	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500			
	79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100			
員	80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700			
	81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300			
	82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900			
等	83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500			
	84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100			
	85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700			
	86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500				
	87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100				
	88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700				
	89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300				
	90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900				
	91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500				
	92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100				
	93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700				
	94	302,800	327,000	355,200	390,100					
	95	304,100	328,400	356,700	390,700					
	96	305,400	329,800	358,200	391,300					

97	306,500	331,200	359,600	391,800						
98	307,700	332,600	360,800	392,400						
99	308,900	334,000	361,900	393,000						
100	310,100	335,400	363,100	393,600						
101	311,300	336,900	364,400	394,100						
102	312,400	338,200	365,500	394,700						
103	313,500	339,500	366,700	395,300						
104	314,600	340,800	367,900	395,900						
105	315,600	342,000	369,200	396,400						
106	316,300	343,100	369,800	396,900						
107	317,000	344,200	370,400	397,400						
108	317,700	345,300	371,000	397,900						
109	318,400	346,500	371,700	398,200						
110	319,100	347,500	372,300	398,700						
111	319,800	348,500	372,900	399,200						
112	320,500	349,500	373,500	399,700						
113	321,300	350,600	374,000	400,100						
114	322,100	351,600	374,600	400,600						
115	322,900	352,600	375,200	401,100						
116	323,700	353,600	375,800	401,600						
117	324,300	354,700	376,300	402,000						
118	325,100	355,300	376,900	402,500						
119	325,900	355,900	377,500	403,000						
120	326,700	356,500	378,100	403,500						
121	327,400	357,000	378,500	403,900						
122	327,900	357,500	379,100	404,400						
123	328,400	358,000	379,700	404,900						
124	328,900	358,500	380,300	405,400						
125	329,200	359,000	380,800	405,800						
126		359,500	381,300							
127		360,000	381,800							
128		360,500	382,300							
129		361,000	382,600							
130		361,500	383,100							
131		361,900	383,600							
132		362,400	384,100							
133		362,900	384,400							
134		363,400	384,900							
135		363,900	385,300							
136		364,400	385,800							
137		364,700	386,100							
138		365,100	386,600							
139		365,600	387,100							
140		366,100	387,600							
141		366,400	387,900							
142		366,900								
143		367,400								
144		367,900								
145		368,200								
再任用職員	240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200
再	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300
任	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500
用	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100
職	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900
員	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000
以	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500
外	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600
の	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300
職	33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500
員	36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800
	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200
等	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200
	41	236,800	288,000	341,000	403,500	440,100
	42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,900
	43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,700
	44	239,500	291,700	345,500	407,500	442,500
	45	240,400	293,000	347,100	409,000	443,200
	46	241,300	294,400	348,500	410,400	443,900
	47	242,200	295,800	349,900	411,800	444,600
	48	243,100	297,200	351,300	413,200	445,300
	49	243,700	298,700	352,600	414,600	446,000

50	244,400	299,800	354,100	415,500	446,700
51	245,100	300,900	355,600	416,400	447,400
52	245,800	302,000	357,100	417,300	448,100
53	246,200	303,200	358,500	417,900	448,800
54	246,900	304,300	359,900	418,500	449,500
55	247,500	305,400	361,300	419,100	450,200
56	248,200	306,500	362,700	419,700	450,900
57	248,800	307,700	363,700	420,300	451,600
58	249,500	308,800	364,900	420,900	452,300
59	250,200	309,900	366,100	421,500	453,000
60	250,900	311,000	367,400	422,100	453,700
61	251,600	311,900	368,600	422,700	454,300
62	252,300	312,700	369,200	423,300	455,000
63	252,900	313,500	369,800	423,900	455,700
64	253,500	314,300	370,400	424,500	456,400
65	254,000	314,900	370,800	425,100	456,900
66	254,500	315,600	371,300	425,700	457,600
67	255,000	316,300	371,800	426,300	458,300
68	255,500	317,000	372,300	426,900	459,000
69	255,800	317,800	372,900	427,600	459,500
70			373,400	428,200	460,200
71			373,900	428,800	460,900
72			374,400	429,400	461,600
73			375,000	430,100	462,100
74			375,500	430,700	
75			376,000	431,300	
76			376,500	431,900	
77			377,100	432,600	
78			377,600	433,300	
79			378,100	434,000	
80			378,600	434,700	
81			379,200	435,200	
82			379,700	435,900	
83			380,200	436,600	
84			380,700	437,300	
85			381,300	437,800	
86			381,800	438,500	
87			382,300	439,200	
88			382,800	439,900	
89			383,400	440,400	
90			383,900		
91			384,400		
92			384,900		
93			385,400		
94			385,900		
95			386,400		
96			386,900		
97			387,500		
98			388,000		
99			388,500		
100			389,000		
101			389,600		
再任 用職 員	218,900	249,100	283,400	325,500	355,200

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官、教育職員及び第26条に規定する者を除く。

別表第4

教育職給料表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	
	42	225,400	288,700	412,000	
	43	227,200	291,200	413,600	
	44	229,000	293,700	415,200	
	45	230,900	296,000	416,900	
	46	232,600	298,700	418,500	
	47	234,300	301,400	420,100	
	48	236,000	304,100	421,700	

	49	237,600	306,600	423,400
	50	239,300	309,100	425,000
	51	241,000	311,600	426,600
	52	242,700	314,100	428,200
	53	244,100	316,500	429,900
	54	245,800	318,700	431,500
	55	247,400	320,900	433,100
	56	249,100	323,100	434,700
	57	250,600	325,400	436,400
	58	252,200	327,600	438,000
	59	253,800	329,800	439,500
	60	255,400	331,900	441,100
	61	257,000	334,100	442,800
再	62	258,600	336,300	444,400
	63	260,200	338,500	446,000
	64	261,700	340,700	447,600
任	65	263,200	342,900	449,300
	66	264,900	345,100	450,900
	67	266,500	347,300	452,500
用	68	268,200	349,500	454,100
	69	269,700	351,500	455,700
	70	271,200	353,600	457,300
職	71	272,700	355,700	458,900
	72	274,200	357,800	460,500
	73	275,500	359,600	462,000
員	74	276,900	361,500	463,000
	75	278,300	363,500	464,000
	76	279,700	365,400	465,000
以	77	281,100	367,400	465,800
	78	282,300	369,100	
	79	283,500	370,800	
外	80	284,700	372,500	
	81	286,000	374,200	
	82	287,200	375,700	
	83	288,400	377,200	
の	84	289,600	378,700	
	85	290,900	380,200	
職	86	292,100	381,700	
	87	293,300	383,200	
員	88	294,500	384,700	
	89	295,700	386,100	
	90	296,900	387,500	
等	91	298,100	388,900	
	92	299,300	390,300	
	93	300,100	391,800	
	94	301,300	393,100	
	95	302,500	394,400	
	96	303,700	395,700	
	97	304,700	397,100	
	98	305,800	398,100	
	99	306,900	399,200	
	100	308,000	400,300	
	101	308,900	401,400	
	102	310,000	402,500	
	103	311,100	403,600	
	104	312,200	404,700	

105	313,100	405,600			
106	314,000	406,600			
107	314,900	407,600			
108	315,800	408,600			
109	316,800	409,500			
110	317,400	410,400			
111	318,000	411,300			
112	318,600	412,200			
113	319,300	412,900			
114	319,800	413,700			
115	320,300	414,500			
116	320,800	415,300			
117	321,400	416,100			
118	321,900	416,900			
119	322,400	417,600			
120	322,900	418,400			
121	323,500	419,200			
122	324,000	419,700			
123	324,500	420,200			
124	325,000	420,700			
125	325,600	421,100			
126	326,000	421,600			
127	326,400	422,100			
128	326,800	422,600			
129	327,100	423,000			
130	327,500	423,500			
131	327,900	424,000			
132	328,300	424,500			
133	328,500	424,900			
134	328,800	425,400			
135	329,100	425,900			
136	329,400	426,400			
137	329,800	426,800			
138	330,000				
139	330,300				
140	330,600				
141	330,900				
142	331,200				
143	331,500				
144	331,800				
145	332,100				
146	332,400				
147	332,700				
148	333,000				
149	333,200				
150	333,500				
151	333,800				
152	334,100				
153	334,300				
再任用職員		234,700	278,600	336,700	423,100

備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	

	49	236,700	275,800	367,200	389,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300
	51	240,100	281,000	370,500	392,800
	52	241,800	283,600	372,200	394,300
	53	243,100	286,100	373,900	395,900
	54	244,800	288,700	375,400	397,300
	55	246,400	291,200	376,900	398,600
	56	248,100	293,700	378,400	399,900
	57	249,600	296,000	379,900	401,400
	58	251,100	298,700	381,300	402,800
	59	252,600	301,400	382,700	404,200
	60	254,100	304,100	384,100	405,600
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	61	255,700	306,600	385,400	406,900
	62	257,200	309,100	386,700	408,300
	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
	72	272,300	331,900	398,900	420,600
	73	273,600	334,100	400,100	421,600
	74	274,900	336,300	401,200	422,400
	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
	77	278,900	342,700	404,500	424,900
	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300
	81	283,800	350,200	408,500	428,100
	82	285,000	352,000	409,300	428,800
	83	286,200	353,800	410,100	429,500
	84	287,400	355,600	410,900	430,200
	85	288,500	357,100	411,700	430,900
	86	289,500	358,800	412,500	431,600
	87	290,500	360,500	413,300	432,300
	88	291,500	362,100	414,100	433,000
	89	292,600	363,800	414,900	433,700
	90	293,500	365,100	415,600	434,400
	91	294,400	366,500	416,300	435,100
	92	295,300	367,900	417,000	435,800
	93	295,800	369,400	417,600	436,300
	94	296,600	370,700	418,300	
	95	297,400	372,000	419,000	
	96	298,200	373,300	419,700	
	97	299,100	374,700	420,400	
	98	299,900	375,800	421,000	
	99	300,700	376,900	421,600	
	100	301,500	378,000	422,100	
	101	302,400	379,200	422,600	
	102	302,900	380,300	423,200	
	103	303,400	381,400	423,800	

104	303,900	382,500	424,300		
105	304,400	383,500	424,700		
106	304,800	384,500	425,300		
107	305,200	385,400	425,900		
108	305,600	386,400	426,400		
109	305,800	387,300	426,900		
110	306,200	388,300			
111	306,600	389,300			
112	307,000	390,300			
113	307,200	391,100			
114	307,500	392,000			
115	307,800	392,900			
116	308,100	393,800			
117	308,400	394,800			
118	308,700	395,600			
119	309,000	396,400			
120	309,300	397,200			
121	309,500	397,900			
122	309,800	398,700			
123	310,100	399,500			
124	310,400	400,300			
125	310,600	401,000			
126		401,700			
127		402,400			
128		403,100			
129		403,900			
130		404,600			
131		405,300			
132		406,000			
133		406,500			
134		407,100			
135		407,700			
136		408,300			
137		408,700			
138		409,300			
139		409,900			
140		410,500			
141		410,900			
142		411,500			
143		412,100			
144		412,700			
145		413,100			
146		413,700			
147		414,300			
148		414,900			
149		415,300			
再任用職員	225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

備考 (1) この表は、市町村立の小学校及び中学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。
(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500

	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		
	81	271,800	328,800	399,500		

	82	273,100	329,600	400,200		
	83	274,400	330,300	400,900		
	84	275,700	331,100	401,600		
	85	276,900	332,000	402,200		
	86	278,200	332,600	402,900		
	87	279,500	333,200	403,600		
	88	280,800	333,800	404,300		
	89	281,900	334,200	404,900		
	90	283,100	334,800			
	91	284,300	335,400			
	92	285,500	336,000			
	93	286,600	336,400			
	94	287,600	336,900			
	95	288,600	337,400			
	96	289,600	337,900			
	97	290,200	338,500			
	98	291,100	339,000			
	99	292,000	339,500			
	100	292,900	340,000			
	101	293,800	340,600			
	102	294,500	341,100			
	103	295,200	341,600			
	104	295,900	342,100			
	105	296,700	342,700			
	106	297,200	343,200			
	107	297,700	343,700			
	108	298,200	344,200			
	109	298,700	344,800			
	110	299,100	345,300			
	111	299,500	345,800			
	112	299,900	346,300			
	113	300,300	346,900			
	114	300,700	347,400			
	115	301,100	347,900			
	116	301,500	348,400			
	117	301,900	349,000			
	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6 医療職給料表(2)の項及び医療職給料表(3)の項を次のように改める。

医療職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800		
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300		
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900			
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600			
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300			
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800			
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400			
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000			
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600			
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900			
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			

77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
86		292,200	329,700	351,600			
87		292,500	330,000	352,000			
88		292,800	330,400	352,400			
89		293,200	330,900	352,900			
90		293,500	331,300	353,300			
91		293,800	331,700	353,700			
92		294,100	332,100	354,100			
93		294,500	332,600	354,600			
94		294,800	332,900	355,000			
95		295,100	333,300	355,400			
96		295,400	333,700	355,800			
97		295,800	333,900	356,300			
98		296,100	334,300	356,700			
99		296,400	334,700	357,100			
100		296,700	335,100	357,500			
101		297,100	335,300	358,000			
102		297,400	335,700	358,400			
103		297,700	336,100	358,800			
104		298,000	336,500	359,200			
105		298,300	336,700	359,700			
106			337,100				
107			337,500				
108			337,900				
109			338,100				
110			338,500				
111			338,900				
112			339,300				
113			339,500				
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000

	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
再	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
任	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
用	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
職	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
員	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
以	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
外	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
	89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
	90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
	91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
	92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
職	93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
	94	283,600	318,200	353,600	372,900		
	95	284,600	319,000	354,300	373,400		
員	96	285,600	319,800	355,000	373,900		
	97	286,500	320,500	355,500	374,500		
	98	287,300	321,200	356,000	375,000		
	99	288,100	321,900	356,500	375,500		
等	100	289,000	322,600	357,000	376,000		
	101	289,800	323,100	357,600	376,600		
	102	290,600	323,700	358,100	377,100		
	103	291,400	324,300	358,600	377,600		
	104	292,200	324,900	359,100	378,100		
	105	292,900	325,300	359,700	378,700		
	106	293,400	325,800	360,200	379,200		
	107	293,900	326,300	360,700	379,700		
	108	294,400	326,800	361,200	380,200		
	109	294,900	327,300	361,700	380,800		
	110	295,300	327,700	362,200	381,300		
	111	295,700	328,100	362,700	381,800		
	112	296,100	328,500	363,200	382,300		
	113	296,500	328,900	363,700	382,900		
	114	296,900	329,300	364,200			

115	297,300	329,700	364,700				
116	297,700	330,000	365,100				
117	298,000	330,300	365,500				
118	298,400	330,700	366,000				
119	298,800	331,100	366,500				
120	299,200	331,500	367,000				
121	299,500	331,700	367,400				
122	299,900	332,100	367,900				
123	300,300	332,500	368,400				
124	300,700	332,900	368,900				
125	300,900	333,100	369,300				
126	301,300	333,500					
127	301,700	333,900					
128	302,100	334,300					
129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						
164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						
再任用職員	233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「100分の70」と、「100分の135」とあるのは「100分の70」を「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の75」に、「100分の60」と、「」を「100分の55」と、「」に、「100分の60」とする」を「100分の65」とする」に改める。

第21条第2項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の25」を「100分の30」に、「100分の35）、12月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）」を「100分の40」に改める。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等に関する読替え）

3 給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第8条の2第2項の規定の適用については、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）附則第10項の規定にかかわらず、同条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合に山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）附則第6項から第8項までの規定により支給される給料の額との合計額」と、「額と」とあるのは「額から当該職員の給料月額に100分の10を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（給与条例附則第18項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に100分の10を乗じて得た額）に相当する額を減じた額と」とする。

4 給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第12条の3第2項及び第12条の4第2項の規定の適用については、第12条の3第2項中「給料」とあるのは「給与条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合に支給される給料」と、「額と」とあるのは「額から当該職員の給料月額に100分の5を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（同項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に100分の5を乗じて得た額）に相当する額を減じた額と」と、第12条の4第2項中「給料」とあるのは「給与条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合に支給される給料」と、「額と」とあるのは「額から当該職員の給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（同項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に100分の6を乗じて得た額）に相当する額を減じた額と」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000

6	724,000
7	848,000

第5条第2項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の157.5」を「100分の147.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

第6条第2項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の157.5」を「100分の147.5」に改める。

（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「）の」を「。第1号において「平成21年改正条例」という。）の」に、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員等」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に、「額を」を「額（給与条例附則第18項の規定により給与が減ざられて支給される職員等にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59
- (2) 前号に掲げる職員等以外の職員等（医療職給料表(1)又は任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員等を除く。） 100分の99.83

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第13条の6第2項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条及び附則第5項から第8項までの規定は同年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項（同条第3項、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項又は第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第25条第1項若しくは附則第18項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）第4条第1項又は公

益的法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員等（給与条例第26条第1項及び附則第2項に規定する職員等を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員等であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（第1条の規定による改正後の給与条例附則第18項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）附則第6項の規定の適用を受けない職員等に限る。）若しくは医療職給料表(1)若しくは任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員等からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第12条の7第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、特地勤務手当（給与条例第13条の3の規定による手当を含む。）及びへき地手当（給与条例第13条の5の規定による手当を含む。）並びに山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.13を乗じて得た額に、平成22年4月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員等であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員等にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1級	1号給から92号給まで

	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
海事職給料表	1級	1号給から69号給まで
	2級	1号給から69号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から28号給まで
教育職給料表(1)	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から24号給まで
教育職給料表(2)	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3級	1号給から40号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで

	5 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1 号給から 85号給まで
	2 級	1 号給から 72号給まで
	3 級	1 号給から 56号給まで
	4 級	1 号給から 44号給まで
	5 級	1 号給から 28号給まで
	6 級	1 号給から 12号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1 号給から 96号給まで
	2 級	1 号給から 80号給まで
	3 級	1 号給から 56号給まで
	4 級	1 号給から 44号給まで
	5 級	1 号給から 28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成22年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.13を乗じて得た額

- 3 平成22年 4 月 1 日から同年12月 1 日までの間において山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける者、山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員等となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける者、山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

（平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した職員等に関する読替え）

- 4 平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した職員等に対する第 1 条の規定による改正後の給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年 4 月 1 日における号給の調整）

- 5 平成23年 4 月 1 日において43歳に満たない職員等（同日においてその職務の級における最高の

- 号給を受ける職員等及び任期付職員条例第4条第1項又は任期付研究員条例第5条第1項若しくは第2項に規定する給料表の適用を受ける職員等を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与条例第6条第1項の規定により昇給した職員等(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員等を除く。)その他当該職員等との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員等の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)第3条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等について準用する。
- 8 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員等に対する附則第5項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業条例第29条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- (人事委員会規則への委任)
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- (職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)
- 10 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和26年12月県条例第64号)の一部を次のように改正する。
- 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。
- 2 山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第9条の2第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第20項」とする。
- (山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)
- 11 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)の一部を次のように改正する。
- 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。
- 附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。
- 附則に次の1項を加える。

（山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に関する読替え）

- 3 山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する第16条の2第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第20項」とする。

（育児休業条例の一部改正）

- 12 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第5号及び第6号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 3 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第2項」とする。

- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

- 5 給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等に対する第34条の規定の適用については、同条中「同条第2項」とあるのは、「給与条例附則第20項」とする。

（山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 13 山形県職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年7月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等に対する第3条の規定の適用については、同条中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第20項」とする。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年12月1日」を「平成22年12月1日」に、「100分の23」を「100分の25」に、「100分の13.5」を「100分の15.5」に、「100分の6.25」を「100分の8.25」に改める。

第2条中「100分の6.25」を「100分の8.25」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。